第2次弥富市総合計画後期基本計画策定のための 意見募集(パブリックコメント)実施要領

1 目的

市では平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする第2次弥富市総合計画前期基本計画並びに令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取組を進めてきました。

国においては、令和4年12月23日にデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定され、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たな総合戦略が策定されました。そこで、本市におきましても国の総合戦略を勘案し、新たな総合戦略である「弥富市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定することとしました。

この度、本市の目指すべき方向性が同一の両計画が見直しの時期を迎えたため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第2次弥富市総合計画 後期基本計画に弥富市デジタル田園都市構想総合戦略を包含し、一体的に策定する こととしました。

つきましては、広く市民の皆様の意見を聴取し策定の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

2 意見募集する案件

第2次弥富市総合計画後期基本計画(案)

3 計画(案)公表日

令和5年11月 日()

4 意見募集期間

令和5年11月 日()から 令和5年12月 日() まで ※郵送の場合は、意見募集期間内の消印有効

5 周知方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 広報誌への意見募集記事の掲載

6 計画(案)の公表・閲覧場所

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 総務部企画政策課(本庁舎4階)
- (3) 十四山支所
- (4) 鍋田支所

※閲覧時間((2)~(4)に限る。):午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日 、祝日を除く。)

7 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内に存する学校に在学する方
- (5) 案件に利害関係のある方

8 意見の受付方法

閲覧場所備え付けもしくは市ホームページよりダウンロードした意見・提言書 (※任意の様式でも構いませんが、指定様式に記された必須項目については必ずご 記入ください。)にて、持参、郵送、ファクシミリ及び電子メールのいずれかの方 法によって提出されたものを意見として受け付けます。

なお、提出されました書類は返却いたしません。

9 結果の公表方法

- (1) お寄せいただいた意見を整理したうえで、それに対する本市の考え方を作成し、総合計画審議会において決定のうえ、市ホームページで公表します。
- (2) この意見募集は、皆様の意見でより良い計画にしていくことを目指しています。 単に案に対する賛否のみを示した意見、本案件に関係がないと思われる意見、趣旨が不明瞭な意見等には市の回答は行いません。
- (3) 意見に対する個別の直接回答は行いません。
- (4) 個人情報は公表しません。また、目的以外には使用しません。

10 意見提出先及び問い合わせ先

弥富市役所 総務部 企画政策課 政策推進グループ

〒498-8501 弥富市前ケ須町南本田 335 番地

電 話:0567-65-1111 内線 452

FAX: 0567-67-4011

メール: seisaku@city.yatomi.lg.jp